

# 廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書の縦覧要領

平成18年11月1日制定

平成27年4月1日一部改正

平成28年10月1日一部改正

## (目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項及び第15条第1項の規定により提出された廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書（以下「関係図書」という。）を同法第8条第4項及び第6項並びに同法第15条第4項及び第6項の規定による縦覧及び意見聴取について必要な事項を定めるものとする。

## (縦覧の周知)

第2条 関係図書の縦覧の周知については、広報ふなばし、ホームページによるもののほか掲示板を活用する。

## (縦覧場所)

第3条 関係図書の縦覧場所については、次のとおりとする。

- (1) 船橋市環境部廃棄物指導課
- (2) その他市長が必要があると認める場所

## (縦覧期間及び縦覧に供する日)

第4条 法第8条第4項及び第15条第4項に定める1月間の縦覧期間は、告示の日の翌日から暦に従って計算した1月間とする。この場合において、月の初めから期間を起算しないときは、起算日に相当する日の前日に満了し、起算日に相当する日がないときは、その月の末日に満了するものとする。

ただし、縦覧期間の末日が船橋市の休日を定める条例（平成元年船橋市条例第12号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了するものとする。

2 縦覧に供する日（以下「縦覧日」という。）は、前項に定める縦覧期間のうち、休日等以外の日とする。

## (縦覧時間)

第5条 関係図書の縦覧時間は、縦覧日における午前9時から午後5時までとする。

## (縦覧期間等の特例)

第5条の2 前2条の規定にかかわらず、市長は、関係図書の縦覧場所の性質その他必要があると認めるときは、縦覧日又は縦覧時間等を変更することができる。

(縦覧部数)

第6条 関係図書は、原則として各縦覧場所に2部用意するものとする。

(縦覧手続)

第7条 縦覧をしようとする者は、住所、氏名及び連絡先(電話番号等)を別紙受付票(縦覧)に記入のうえ、申し込むものとする。

また、貸出を受けようとする者は、身分証明書等身分を証明するものを提示し、別紙受付票(貸出)に記入しなければならない。

貸出用の関係図書は1部のみとし、当日に返却する条件で行うものとする。

なお、関係図書が縦覧又は貸出中のため、直ちに縦覧又は貸出できないときは順番待ちとする。

(複写等)

第8条 関係図書の複写や写真撮影については、縦覧者が持参した携帯複写機やカメラを使用する場合又は縦覧場所以外の有料複写サービスが受けられる場合には認める。

(利害関係者の意見書)

第9条 施設の設置に関し利害を有する者(以下「利害関係者」という。)は、生活環境保全上の見地から意見書を提出することができる。

様式は特に問わないが、日本語により、氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)、対象事業の名称、施設設置に関して利害関係を有する理由、生活環境の保全上の見地からの意見を記入の上、船橋市環境部廃棄物指導課に持参又は郵送により提出するものとする。

意見書の提出期限は、縦覧の日から縦覧期間満了の翌日から2週間を経過する日までとする。

郵送による場合は、縦覧の日から縦覧期間満了の日の翌日から2週間を経過する日の消印を有効とする。

(その他)

第10条 この事務を行うに当たっては、前条までによるほか、平成25年3月29日付け環産発第13032910号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知によるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。

受 付 票 (縦 覧)

項 目	
月 日	
ふりがな 氏 名	
住 所	
連 絡 先	

受 付 票 (貸 出)

項 目	
月 日	
ふりがな 氏 名	
住 所	
連 絡 先	





以下内部資料